

事務事業外部評価を 開催

行政改革推進課 ☎224-5505
☎225-2895



市が実施する事業のあり方について、公開の場で外部評価人(市民・外部有識者)による事務事業外部評価を開催します。

これからの事業運営に生かすため、事業の今後の方向性や改善点などについて話し合います。傍聴は自由です(入退室自由)。当日直接会場にお越しください。

日時：8月28日(金)午後1時30分～
対象事業：ふるさと納税、在宅要介護高齢者等紙おむつ給付
会場：7A会議室(本庁舎7階)

水道管の漏水調査



水道課 ☎223-3075
☎223-0208

敷地内のメーター器や止水栓と、本管までの間の水漏れを調査します。腕章を着用し、身分証明書を携帯した上下水道局の委託業者が伺います。

留守の場合でも調査を行いますので、ご了承ください。

「市民のしおり」を 配布します



広報室 ☎224-5495 ☎225-2171

市の各種サービスや手続きを掲載した市民のしおりを8月上旬から順次、全世帯に配布します。



市民のしおりは、市と㈱サイネックスとの協働事業により制作し、㈱サイネックスは企画・編集・印刷・配布を行い、市は行政情報を提供します。

制作費用には広告料収入を充てるため、市の費用負担はありません。

*8月31日(月)までに届かない場合は、ご連絡ください。

横断歩道は歩行者優先！

防犯・交通安全課 ☎224-5721
☎224-6705

埼玉県警察では、4月から歩行者優先および道路の正しい横断に関する交通ルールの徹底に向け、横断歩行者妨害等を始めとした指導や取り締まりの強化などを推進しています。交通ルールを守り、交通事故防止に努めましょう。

調査期間：8月上旬～11月13日(金)

対象：芳野・古谷・南古谷・山田市民センター管内の全地区、本庁管内の一部

*物品の販売・費用の請求を行うことはありません。また、上下水道局が水道管清掃業者をあつせんすることはありません。

Jアラートの 試験放送を流します



防災危機管理室 ☎224-5554
☎225-2895

国が発する緊急地震速報や弾道ミサイル情報等の緊急情報を、全国瞬時警報システム(Jアラート)受信機が受信し、市内全ての防災行政無線

から試験放送が流れます。ご理解とご協力をお願いします。

実施日時：8月5日(水)午前11時

放送内容

「防災行政無線チャイム
「これはJアラートのテストです」×3回
「こちらは防災川越です」

防災行政無線チャイム

会計年度任用職員(看 護師・保育士)を募集



児童発達支援センター

☎257-6900
☎245-2855

発達に心配や遅れのある子どもが通う児童発達支援施設での看護業

務・保育業務。勤務開始日は応相談。勤務日数など詳しくは、お尋ねください。

勤務期間：来年3月31日(水)まで

勤務時間：看護師☎午前9時～午後4時▼保育士☎午前9時30分～午後3時30分

対象：看護師・保育士の資格を持つ方

報酬：看護師☎日額9700円▼保育士☎日額6750円

*保育士の報酬は過去の職務経歴を考慮することがあります。通勤費支給、社会保険・雇用保険(勤務条件による)加入。

定員：若干名(選考)

申し込み：8月31日(月)までに電話で同センター

高齢者世帯家具転倒防止器具取り付け

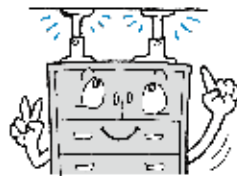
高齢者いきがい課 ☎224-5809

Fax 229-4382



地震による家具

の転倒事故防止のため、市が委託した業者が転倒防止器具を取り付けます。取り付け費用は無料ですが、器具の購入は自費となります。



対象：自身で取り付けができない65歳以上の方のみで構成される世帯
取り付け数：1世帯3台まで

申し込み：直接同課(本庁舎3階)

ストマ用器具等の更新申請

障害者福祉課 ☎224-5785

Fax 225-3033

ストマ用器具・紙おむつ等について、10月分から来年3月分の日常生活用具費の更新申請を受け付けます。

対象：すでに受給している方で、継続を希望する方

提出方法：9月分までの支給決定通知書に同封された申請書に必要事項を記入し、8月31日(必着)までに郵送または直接同課(本庁舎

1階。郵送の場合は〒350-8601川越市役所障害者福祉課)

身体障害者健康診査を実施

障害者福祉課 ☎224-5785

Fax 225-3033

じょく瘡(床擦れ)などの予防のため、健康診査を実施します。受診は無料です。

実施期間：10月1日(休)～30日(金)

実施場所：指定された受託医療機関

対象：在宅で、脊髄損傷・脳性まひ・脳血管障害などを起因とした身体の障害があり、常時車いすを使用

川越まつりの中止について

観光課 ☎224-5940 Fax 224-8712

川越まつりを主催している川越まつり協賛会は、10月17日(土)、18日(日)に予定している川越まつりについて、関係団体と開催の可否について検討してきましたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止と、参加者・観光客等の安全の確保を最優先に考え、今年度の川越まつりの開催中止を決定しました。このため、例年、実施してききました交通規制や山車の曳行は行いません。

川越氷川神社神幸祭に続く山車行事の中止について

文化財保護課 ☎224-6097 Fax 224-5086

川越まつりの中止に伴い、川越氷川神社神幸祭(神輿渡御)が行われないことから、神幸祭に続く山車行事も中止となります。

する18歳以上40歳未満の方(入院中または施設に入所・通所している方を除く)

申し込み：8月24日(月)～9月11日

(金)に郵送または直接同課(本庁舎1階。郵送の場合は〒350-8601川越市役所障害者福祉課)

*申し込み後、受託医療機関一覧表・健康診査記録票を送付します。

*令和元年度に受診した方には、事前に健康診査受診申請書を送付します。

受診方法：受託医療機関に健康診査の予約をして、市から郵送された書類を持参し受診

国民年金基金制度に加入しましょう

市民課 ☎224-5764

Fax 226-5091

国民年金基金に加入すると、老齢基礎年金に上乘せした年金が受けられます。

掛け金は全額、社会保険料控除の対象となり、受け取る年金には公的年金等控除が適用されます。

資料の請求・加入の申し込みは、全国国民年金基金埼玉支部 ☎0120-65-4192にお尋ねください。



老齢基礎年金・障害基礎年金

市民課 ☎224-5764

☎226-5091

■老齢基礎年金について

老齢基礎年金は、次の期間の合計が10年以上ある方に、原則として65歳から支給されます。



- 国民年金保険料を納めた期間▼国民年金保険料の免除を受けた期間(一部納付免除は差額を納めていないと未納)▼学生納付特例を受けた期間▼納付猶予を受けた期間
- ▼厚生年金・共済年金の加入期間(昭和36年4月以後)▼第3号被保険者期間▼合算対象期間

請求は、国民年金(第1号被保険者)のみに加入していた方は、同課(本庁舎1階)・市民センター・川越駅西口連絡所(U-PLACE^{ユニプレイス}階)で手続きができます。

厚生年金・共済年金・国民年金第3号被保険者の加入期間がある方は、川越年金事務所手続きしてください。

■障害基礎年金について

次の①〜③のいずれかに初診日があり、その病



年金保険料の納付や障害の程度などの要件を満たすことが必要です。

①国民年金に加入中(任意加入中を含む)

②20歳未満

③60歳以上65歳未満(日本国内に住居がある)

詳しくは、同課または川越年金事務所 ☎242-2657 にご相談ください。

*厚生年金加入中や国民年金第3号被保険者期間に初診日がある場合は、川越年金事務所にご相談ください。

*共済組合加入中に初診日がある場合は、各共済組合にご相談ください。

児童扶養手当現況届



こども家庭課 ☎224-5821

☎225-5218

児童扶養手当の受給資格者は、受付期間中に現況届を同課(本庁舎3階)に提出してください。提出がないと、手当を受給できません。該当する方には、8月上旬までに通知します。手当が受けられるのは、受給者および同居する扶養義務者の前年の所得等が、それぞれ一定額未満の場合です。なお、施設に入所してい



8月1日は水の日です

総務企画課 ☎223-3063 ☎223-3078

人の体は成人の場合、約60%から65%が水分で占められています。普通に生活していても、体からは呼吸や汗、トイレ等で1日に約2.5ℓの水分が失われます。体内から5%の水分が失われると脱水症状が表れるといわれています。私たちの健康にとって欠かせない飲み水について考えてみませんか。

■川越市の水

河川の上流にあるダムに蓄えられた水は、利根川や荒川を流れ、県の浄水場を通じて市に送られてきます。これを県水と言います。また、市ではこのほかに深井戸から地下水をくみ上げ、市内の浄水場で消毒処理した水を県水と合わせて、市内全域に配水しています。

■水道水の水質

市では、市内21地点において残留塩素濃度・色度・濁度の検査を毎日行い、このうち8か所の観測場所では、水道法で定められた51項目について毎月定期検査を実施し、結果は市ホームページでも公表しています。基準値に適合した安全な水を配水しています。安心して水道水をご利用ください。

るなど、受給できない場合があります。

*現在、支給停止中の方も必ず提出してください。

受付期間：8月3日(月)〜31日(月)

特別児童扶養手当の所得状況届



こども政策課 ☎224-6278

☎223-8786

所得状況届は、引き続き手当の支

給要件に該当しているかを確認するための届け出です。

現在、特別児童扶養手当を受けている方には、8月上旬までに用紙を送付します。この届の提出がないと、手当を受給できません。忘れずに提出してください。

*現在、支給停止中の方も必ず提出してください。

受付期間：8月3日(月)〜31日(月)

提出方法：同封の返信用封筒で郵送または直接同課(本庁舎3階)

「時をつなぐ 未来をつむぐまち 川越」

市制施行100周年キャッチフレーズ決定！

政策企画課 ☎224-5503 ☎225-2895

広報川越5月号で募集した市制施行100周年のキャッチフレーズ。市民の皆さんのさまざまな思いが込められた多くの作品が届きました。

市制施行100周年会議実行委員会による選考の結果、採用作品は上記に決定しました。

家屋改修における 固定資産税減額制度

資産税課 ☎224-5684
☎226-2539



次の①から③のいずれかの家屋改修を行い、要件を満たした場合、家屋に関する固定資産税を減額しま

す。1戸につき、同一の減額措置の適用は1回です。①③は同時に適用を受けられる場合があります。

各工事の要件など詳しくは、市ホームページを確認するかお尋ねください。

① 熱損失防止(省エネ)改修

家屋に係る翌年度の固定資産税

(120㎡を限度)を減額します。改修工事により長期優良住宅となった家屋は3分の2、それ以外の家屋は3分の1を減額。

対象となる工事：窓(必須)および、

床・天井・壁の断熱

② 耐震改修

家屋に係る翌年度の固定資産税

(120㎡を限度)を減額します。改修工事により長期優良住宅となった家屋は3分の2、それ以外の家屋は2分の1を減額。

*①②について、長期優良住宅の認定は、改修工事前に受ける必要があります。

③ バリアフリー改修

家屋に係る翌年度の固定資産税(100㎡を限度)を3分の1減額します。

対象となる工事：廊下の拡幅、階段のこう配緩和、浴室・トイレの改良、手すりの設置、屋内の段差解消、引き戸への取り換え、床表面の滑り止め化

優良運転者の表彰申請

防犯・交通安全課 ☎224-5721

☎224-6705

川越交通安全協会では秋の全国交通安全運動に併せて優良運転者の表彰を行います。

申請方法、表彰基準、対象者の資格および範囲については、川越交通安全協会 ☎224-1609(午前8時30分から午後5時15分まで。土・日曜日、祝・休日を除く)へお尋ねください。

申請期限：8月14日(金)(必着)

市制施行100周年ロゴマークを募集

政策企画課 ☎224-5503 ☎225-2895



今回決定したキャッチフレーズを基に、市制施行100周年をPRするためのロゴマークを募集します。ロゴマークはキャッチフレーズとともに市ホームページやチラシなど、100周年の機運を盛り上げるために活用します。採用作品には、賞金3万円をお贈りします。

規格…①A4判の白色用紙、②電子データ(PDF・JPEG・GIF・PNGで容量3MB以内のもの)

応募方法…①=作品裏面に、作品の説明(100字以内)、住所・氏名・年齢・電話番号を明記し、9月4日(金)(必着)までに郵送で〒350-8601川越市役所政策企画課、②=9月4日(金)までに市ホームページから電子申請

■ 作品の作成・応募にあたっての注意事項

- 100周年であることが分かる物
- キャッチフレーズになじむ物
- 未発表で他のコンクール等に出品していない物
- 縮小・モノクロ印刷で使用できる物(カラー、単色は問いません)
- 応募は1人3点まで
- 応募作品は返却しません
- 作品は一部を修正して使用することがあります
- 採用作品の著作権は市に帰属します

地区1でデマンド型交通「かわまる」を運行します



交通政策課 ☎224-5519 ☎225-9800

デマンド型交通「かわまる」は、利用者の予約に応じて車両を運行し、予約状況によって経路や時間が変わる交通システムです。

現在運行中の地区2・地区3に続き、今年度中に地区1で運行を開始する予定です。詳しくはお尋ねください。

■運行日時

12月29日から1月3日を除き、毎日運行します。時間は、午前8時から午後6時までです。

■運賃

1人1回500円(定額制)です。高齢者や、障害のある方等は割引制度があります。

説明会を開催します

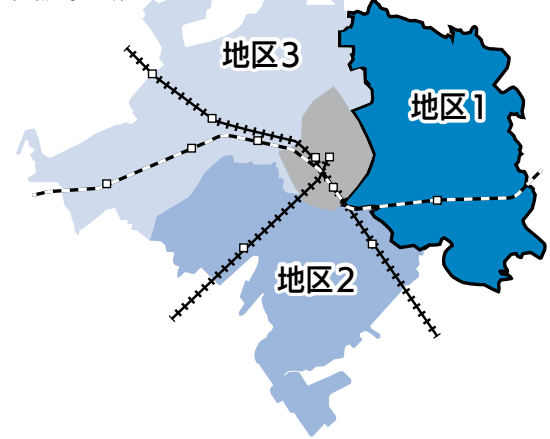
利用方法や登録方法等について、次のとおり説明会を開催します。また、利用登録も受け付けます。

当日直接会場にお越しください。

説明会会場一覧

日程	時間	会場
8月19日(水)	午後6時30分	芳野市民センター
20日(木)	午後6時30分	古谷市民センター
22日(土)	午前10時	芳野市民センター
	午後1時30分	南古谷市民センター
23日(日)	午前10時	古谷市民センター
24日(月)	午後6時30分	7G 会議室(本庁舎7階)
25日(火)	午後6時30分	南古谷市民センター

実施区域



- =地区1 (芳野・古谷・南古谷・本庁の一部)
- =地区2 (高階・福原・大東・本庁の一部)
- =地区3 (霞ヶ関・霞ヶ関北・川鶴・名細・山田・本庁の一部)
- =実施しない区域

平和への祈り

総務課 ☎224-5550 ☎225-2895



原爆投下と同時刻に黙とう

昭和20年、広島(8月6日)、長崎(8月9日)に投下された原子爆弾は、一瞬のうちに多くの尊い命を奪い、まちを破壊しました。

被爆75年目を迎えるにあたり、原爆死没者の冥福を祈るとともに、世界の平和を願い、原爆投下と同時刻に「時の鐘」を鳴らし、次のとおり黙とうを行います。市民の皆さんのご賛同をお願いします。

日時…8月6日(木)午前8時15分から1分間▶9日(日)午前11時2分から1分間

財政事情の公表 ～令和元年度下半期～

財政課 224-5618 225-2895

市では年2回、市の財政事情(予算の執行状況等)を公表しています。今回は、令和元年度下半期(令和元年10月1日～同2年3月31日)についてお知らせします。

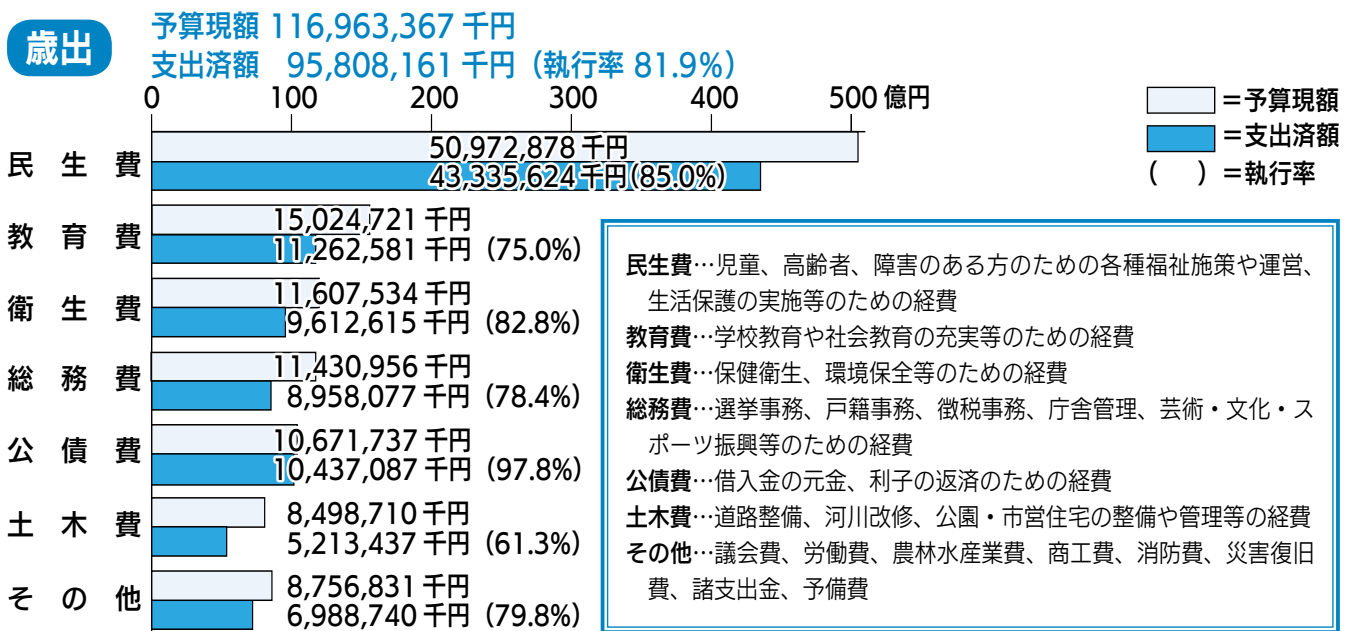
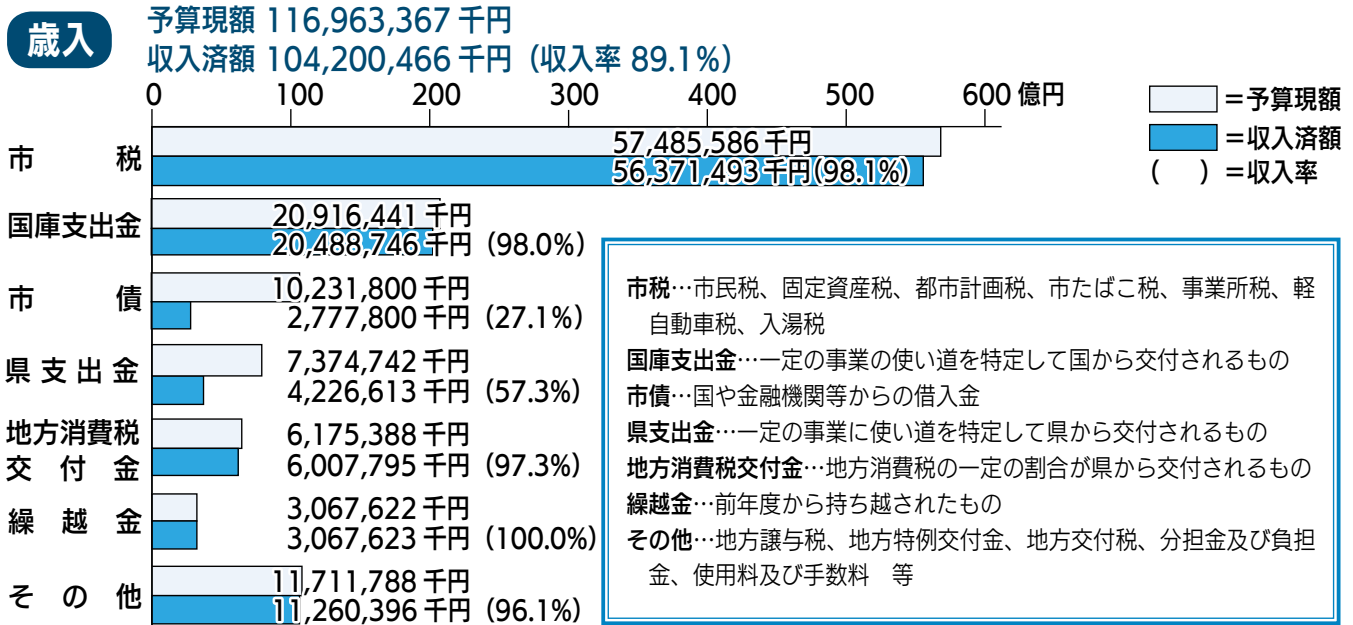
なお、令和元年度下半期の各項目の数値は、予算執行の残務を整理する期間(出納整理期間)があるため、実際の決算額とは異なります。最終的な決算の状況については、11月に発行する広報川越で公表する予定です。



詳しい内容は、同課(本庁舎4階)、情報公開窓口(東庁舎1階)、市ホームページで確認できます。

*金額は調整の上、千円単位で表示しています。収入率・執行率は小数点以下第2位を四捨五入しています。

一般会計予算執行状況



特別会計予算執行状況

会計	予算現額	歳入		歳出	
		収入済額	収入率	支出済額	執行率
国民健康保険事業	34,872,116千円	32,683,697千円	93.7%	33,498,755千円	96.1%
後期高齢者医療事業	4,305,232千円	4,164,461千円	96.7%	4,091,547千円	95.0%
歯科診療事業	81,740千円	46,410千円	56.8%	68,235千円	83.5%
介護保険事業	24,175,789千円	19,835,343千円	82.0%	21,192,095千円	87.7%
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	91,000千円	106,989千円	117.6%	73,218千円	80.5%
川越駅東口公共地下駐車場事業	135,500千円	140,827千円	103.9%	79,751千円	58.9%
農業集落排水事業	147,364千円	50,230千円	34.1%	134,961千円	91.6%
合計	63,808,741千円	57,027,957千円	89.4%	59,138,562千円	92.7%

犬の飼い主の皆さんへ

食品・環境衛生課 ☎227-5103

☎224-2261



飼い主にとって、犬はかけがえのない家族の二員です。そんな犬も飼い主のマナーやしつけによっては、周囲の方とのトラブルの原因になってしまいます。犬を飼うときにはルールやマナーを守り、家族の二員として、最後まで責任を持って、飼いましょう。

犬の登録と狂犬病予防注射は 飼い主の義務

生後91日以上の飼い犬は必ず登録が必要です。保健所で犬の登録を行い、鑑札の交付を受けてください。

また、飼い主は年1回の狂犬病予防注射を行うことが義務付けられています。

今年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、市で行う集合狂犬病予防注射は中止となりましたので、お近くの動物病院で接種し、保健所で狂犬病予防注射済票の交付を受けてください。

なお、狂犬病予防法に基づく接種期間は6月30日までですが、今年度は新型コロナウイルスの影響でやむを得ず当該期間を超えた場合、12月31日(休)までに予防注射を行えば当該期間内に接種したものとみなされます。

交付を受けた鑑札や狂犬病予防注射済票は首輪等に付けてください。

県条例により犬の放し飼いは 禁止されています！

犬は綱や鎖でつながるか、柵・おりなどの囲いの中で飼わなければなりません。また、散歩や運動の際に引き綱(リード)を付けないうでいると犬が逃げたりしまったり、他の人にかみついたりすることもあり、犬にも人にも非常に危険です。自宅敷地か

ら出るときは、必ず引き綱を付けて、飼い主がコントロールできるようにしてください。

なお、伸び縮みするフレキシブルリードは、犬の不意な行動に対処できないので注意が必要です。

万が一、犬が逃げていなくなってしまう場合は、できるだけ早く同課に連絡してください。

犬のふんは必ず処理しましょう

日ごろから、自宅で排せつを済ませてから散歩に行く習慣を付けましょう。公園や道路、他人の土地などを「ふん」で汚さないよう処理し、必ず持ち帰りましょう。

また、尿をしたときにも洗い流す等の配慮をし、周辺に住む方に迷惑を掛けないようにしましょう。ビニール袋と洗い流す水を携帯して散歩に行きましょう。

犬のほえる声に配慮しましょう！

「近所の犬がほえて、困っている」という相談が多く寄せられます。飼い主にとっては気にならない鳴き声も迷惑に思う方がいます。飼い犬のほえる声が近隣の方の迷惑にならないよう、配慮が必要です。この季節は窓を開ける機会も増えるので特に注意が必要です。気になることがあったら、訓練士などの専門家に相談しましょう。

マイナンバーカード申請サポート窓口を開設します！



市民課 ☎224-5744 ☎225-5371

8月3日(月)から本庁舎7階にマイナンバーカード申請サポート窓口を開設します。下記の必要書類を持参し、同窓口で申請してください。申請からおおむね2か月程度でご自宅にマイナンバーカードを送付します。また、同窓口ではマイナンバーカード用の写真が無料で撮影できます。ぜひご利用ください。

会場…7D 会議室(本庁舎7階)

対象…市内に住民登録がある方

実施期間…8月3日(月)～12月28日(月)(土・日曜日、祝・休日を除く)

受付時間…午前9時30分～11時30分 ▶ 午後1時～4時

必要書類…マイナンバーの通知カード、本人確認書類(運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、

健康保険証、年金手帳、預金通帳などのうち2点)
* 住民基本台帳カードおよびマイナンバーの通知カードは申請時に回収します。必要な方は事前にコピーを取ってください。

* 必要書類が用意できない場合は事前にご相談ください。

* 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、入場制限をする場合があります。

マイナンバーカードで、全国のコンビニエンスストア等で住民票、印鑑証明が取得できます。また、9月からマイナンバーカードを利用し、マイナポイントがもらえる制度が始まります。

～ひとくち情報～ ミニ・インフォメーション ～ひとくち情報～

●市職員を募集しています 職員課 ☎224-5553 ☎225-2895

来年4月1日採用予定の市職員を募集しています。募集職種および申し込み期限は、事務(障害者対象)=8月14日(金)まで▶放課後児童支援員・心理=9月11日(金)までです。申し込み方法などについて詳しくは、市ホームページを確認するかお尋ねください。なお、事務(障害者対象)の点字募集案内は、同課(本庁舎4階)のみで配布しています。

●長寿祝い金をお贈りします 高齢者いきがい課 ☎224-5809 ☎229-4382

9月1日時点で1年以上市内に住んでいる方にお贈りします。対象予定の方には、8月中旬に書面で通知します。77歳(喜寿)=10,000円▶88歳(米寿)=20,000円▶99歳(白寿)=30,000円▶100歳以上=50,000円

●斎場市民聖苑利用説明会 斎場 ☎226-0090 ☎226-7088

8月26日(水)午前9時～▶午前10時30分～。対象は市内在住。定員は各先着10人。申し込みは電話で斎場。

●職場でのトラブル解決をお手伝いします 雇用支援課 ☎238-6702 ☎238-6703

中立・公正な立場であっせんや不当労働行為を審査して、労働者や労働組合と使用者(会社など)とのトラブル解決をお手伝いします。申し込み方法などについて詳しくは、県労働委員会事務局 ☎048-830-6452にお尋ねください。

●保険証と高齢受給者証が1つになります 国民健康保険課 ☎224-5833 ☎224-7318

国民健康保険に加入している70歳から74歳の方に、8月1日(出)から保険証と高齢受給者証が一体となった「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を交付します。新しい保険証兼高齢受給者証は7月から順次世帯主あてに特定記録郵便で送付しています。詳しくは、市ホームページまたは6月1日発行の広報川越 No1461・12ページを確認するか、お尋ねください。

●地域包括支援センターみずほが移転しました 地域包括ケア推進課 ☎224-6087 ☎229-4382

7月13日に、地域包括支援センターみずほが中台南1丁目19-4に移転しました。なお、電話番号・ファクス番号に変更はありません(☎241-3676 ☎247-7101)。

●台風等被害の相談 農政課 ☎224-5939 ☎224-8712

台風などの自然災害により、ハウスや農機具、農作物などが被害を受けた場合、次期作用種苗や肥料購入費などの補助やハウスや農機具などの復旧費用の支援の対象となる可能性があります。詳しくはお尋ねください。

●稲刈り後の耕運のお願い 農政課 ☎224-5939 ☎224-8712

台風などの大雨により、水田に残っていた稲わらが流されています。周囲の水田に迷惑を掛けないよう、稲刈り後すぐの耕運をお願いします。

●ピコアの料金改定について 公園整備課 ☎224-5965 ☎224-8712

9月1日(火)から施設の利用料金が改定されます。詳しくは、ピコア ☎239-0315のホームページを確認するか、お尋ねください。

●新宿^{すずめのもり}雀ノ森のお焚き上げについて 文化財保護課 ☎224-6097 ☎224-5086

毎年9月1日に雀ノ森氷川神社で行われる同行事は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止します。